

4. 平成29年度 うるま市立公民館の運営方針

うるま市立公民館

1. 公民館の目的（社会教育法第20条）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 基本目標

- ① 市民自ら学習する意欲と能力を培い、個性的で、心豊かな人間性の伸長をはかり、新しいコミュニティの形成者としての資質の向上を目指す。
- ② 自治公民館や関係機関、団体との緊密な連携のもとに、いつでも、誰でも、気軽に学習が受けられるように学習機会を拡充し、生涯学習の拠点としての役割、機能の充実を図る。

3. 運営方針

学習の場・いこいの場・語らいの場として市民が気軽に利用できて、親しまれるような施設としての運営に努める。

4. 事業内容

